

参加・導入  
支援申請

郵送申請用紙

**参加・導入支援申請期限 令和7年12月22日（月）**

**※最終日（早期終了時は終了日）の消印有効**

以下の必要書類を記入・準備し、まとめて封筒に入れて  
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局へお送りください。  
※封筒はご自身でご準備をお願いします。

必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	参加・導入支援申請書 導入済み設備についても各項目を必ずご記載ください。	①～⑦
<input type="checkbox"/>	設備設置前の写真	②-2～⑦
<input type="checkbox"/>	本人確認書類のコピー ※氏名、現住所が確認できる書類を添付してください。  ※事業者（V2Hのみ）の場合は現在事項全部証明書の表紙及び所在地、設置場所が記載されているページを添付してください。  (例) ・免許証(運転免許証、免許経歴証明書等) ...転居等で住所変更がある場合、ウラ面も必要です。 ・官公庁が発行した福祉手帳(障がい者手帳等) ・健康保険証（令和7年12月1日まで）、資格確認書 ...氏名、住所が印字されているもののみ。 手書きのものは申請にご利用いただけませんのでご注意ください。 ・マイナンバーカード ...オモテ面のみ。マイナンバーが記載されたウラ面は受理できません。 送付された場合は、事務局にて該当箇所を破棄いたします。	⑧
<input type="checkbox"/>	対象設備の契約書（見積書）のコピー 宛先・設置先住所（申請者様の氏名・住所と同一のもの）、型番、および発行した工事会社が記載された、有効期限内の見積書または契約書をご提出ください。対象設備がリフォーム工事の一部である場合でも、上記の内容が確認できるようご準備をお願いいたします。 チラシ等は見積書・契約書として取り扱うことはできません。	⑨

◎【書類送付先】

切り取ってご利用ください。郵送にかかる費用はご負担ください。

〒900-8691  
日本郵便株式会社 那覇中央郵便局 私書箱第45号  
(株) 国和システム内  
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局

# ① 参加・導入支援申請書

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」における参加・設備導入にあたり、下記の通り申請いたします。なお、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

## 同意のうえ、チェックを入れてください

※V2Hのみの申請の場合は、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約への同意不要

### 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約（別紙）に同意します。

私は、横浜市が実施する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」の趣旨・目的に同意し、「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（家庭向け）及び以下の事項に同意の上、横浜市が運営・管理する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加を申し込みます。

### 令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度利用規約（別紙）に同意します。

私は、横浜市が実施する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」におけるポイントの交付に関し、「令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度利用規約」及び本規約に基づく還元条件・手続き等を理解し、これに同意のうえ、横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局による審査・交付手続きを受けることを承諾します。

## 基本情報

<b>氏名</b>	フリガナ	
事業者（V2Hのみ）の場合は法人名・担当者氏名のフリガナをご記入ください		
<b>住所</b>	〒	
事業者（V2Hのみ）の場合は、事業所所在地をご記入ください。		
<b>携帯電話番号</b>		
事業者（V2Hのみ）の場合は担当者電話番号をご記入ください		
<b>メールアドレス</b>		
<b>申請する設備の選択</b>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（新規導入 / 導入済み） <input type="checkbox"/> 蓄電池（新規導入 / 導入済み） <input type="checkbox"/> おひさまエコキュート（新規導入 / 導入済み） <input type="checkbox"/> 電気自動車（新規導入 / ガソリン車からの買い替え / 導入済み） <input type="checkbox"/> 燃料電池（エネファーム） <input type="checkbox"/> V2H	
当てはまる項目にチェックを入れ、カッコ内の該当する方に丸を付けてください。		

## ② - 1 太陽光発電設備

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

<b>導入状況</b>	<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み (認証種別、契約書(自己所有の方)、設置前写真、設置予定日は提出不要)
<b>導入方法</b>	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 電力購入契約(PPA)
<b>【リース利用予定の方のみ】</b> <b>リース期間(年)</b> <small>例：3年間</small>	
<b>認証種別</b>	<input type="checkbox"/> 一般財団法人電気安全環境研究所(JET) <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本品質保証機構(JQA) <input type="checkbox"/> テュフラインランドジャパン株式会社 (TÜVRheinland Japan) <input type="checkbox"/> テュフズードジャパン株式会社(TÜV SÜD Japan) <input type="checkbox"/> 株式会社ULジャパン(UL-JP) <input type="checkbox"/> その他(種別名： )
<b>パワーコンディショナ メーカー名</b>	
<b>パワーコンディショナ 型式</b>	
<b>太陽光発電設備の 公称最大出力(kW)</b> <small>小数点以下2桁までご入力ください。 例：3.12</small>	
<b>設置場所(住所)</b> <small>*住所と同一の場合は記入不要です</small>	〒
<b>設置予定日</b> <small>令和8年1月23日までに設置及び 設置完了申請が必要になります。</small>	年    月    日

次ページへ続く→

## ② - 2 太陽光発電設備

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

### 他の補助制度の利用有無

他の補助制度の利用について、  
該当するものにチェックを入れてください。

- 利用なし
- 環境省：令和6年度（補正予算）および令和7年度予算  
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の  
価格低減促進事業  
※併用不可のため、選択された場合は本事業の対象外となります
- 神奈川県：住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助
- 横浜市：令和7年度脱炭素リノベ住宅推進補助制度  
※併用不可のため、選択された場合は本事業の対象外となります
- その他  
(補助制度名： )

のりやセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

## 【太陽光発電】 設備設置前の写真

## ③ 蓄電池

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

<b>導入状況</b>	<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み (契約書、設置前写真、設置予定日は提出不要)
<b>導入方法</b>	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 電力購入契約(PPA)
<b>【リース利用予定の方のみ】</b> <b>リース期間 (年)</b> <small>例：3年間</small>	
<b>メーカー名</b>	
<b>型式</b>	
<b>設置場所 (住所)</b> <small>*住所と同一の場合は記入不要です</small>	〒
<b>他の補助制度の利用有無</b> <small>他の補助制度の利用について、該当するものにチェックを入れてください。</small>	<input type="checkbox"/> 利用なし <input type="checkbox"/> 経済産業省：DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業 <input type="checkbox"/> 神奈川県：住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助 <input type="checkbox"/> その他 (補助制度名： )
<b>設置予定日</b> <small>令和8年1月23日までに設置及び設置完了申請が必要になります。</small>	年    月    日

のりやセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

## 【蓄電池】 設備設置前の写真

## ④ おひさまエコキュート

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

導入状況	<input type="checkbox"/> 新規導入 <input type="checkbox"/> 導入済み (契約書、設置前写真、設置予定日は提出不要)
導入方法	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> リース
【リース利用予定の方のみ】 リース期間 (年) 例：3年間	
メーカー名	
型式	
設置場所 (住所) *住所と同一の場合は記入不要です	〒
<b>他の補助制度の利用有無</b>  他の補助制度の利用について、該当するものにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 利用なし <input type="checkbox"/> 経済産業省：給湯省エネ2025事業 <small>経済産業者の補助金を利用される場合は申請時、「クレジット制度への参加表明」欄がありますので、「地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済」にチェックを入れたうえで、プログラム名「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」と記載するよう申請を行う事業者に依頼してください。</small> <input type="checkbox"/> その他 (補助制度名： )
<b>設置予定日</b> <small>令和8年1月23日までに設置及び設置完了申請が必要になります。</small>	年      月      日

のりやセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

### 【おひさまエコキュート】 設備設置前の写真





各項目については、情報を必ず入力してください。

<b>導入方法</b>	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> リース
<b>【リース利用予定の方のみ】 リース期間（年）</b> 例：3年間	
<b>メーカー名</b>	
<b>型式</b>	
<b>設置場所（住所）</b> *住所と同一の場合は記入不要です	〒
<b>設置予定日</b> 令和8年1月23日までに設置及び 設置完了申請が必要になります。	年    月    日

のりやセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

## 【V2H】 設備設置前の写真

## ⑧ 本人確認書類のコピー

のりやセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

- ※氏名、現住所が確認できる書類を添付してください。
- ※事業者（V2Hのみ）の場合は現在事項全部証明書の表紙及び所在地、設置場所が記載されているページを添付してください。

（例）

- ・免許証(運転免許証、免許経歴証明書等)  
...転居等で住所変更がある場合、ウラ面も必要です。
- ・マイナンバーカード  
...オモテ面のみ。マイナンバーが記載されたウラ面は受理できません。  
送付された場合は、事務局にて該当箇所を破棄いたします。
- ・官公庁が発行した福祉手帳(障がい者手帳等)
- ・健康保険証（令和7年12月1日まで）、資格確認書  
...氏名、住所が印字されているもののみ。  
手書きのものは申請にご利用いただけませんのでご注意ください。

## ⑨ 購入製品の契約書 （見積書）のコピー

貼り付けもしくは同封にてご提出ください。

宛先・設置先住所（申請者様の氏名・住所と同一のもの）、型番、および発行した工事会社が記載された、有効期限内の見積書または契約書をご提出ください。対象設備がリフォーム工事の一部である場合でも、上記の内容が確認できるようご準備をお願いいたします。チラシ等は見積書・契約書として取り扱うことはできません。

**※原本は、必ずお手元にて保管をお願いします**

**設置完了  
申請**

## 郵送申請用紙

**設置完了申請期限 令和8年1月23日（金）** ※最終日の消印有効

設置完了申請期間までに、対象製品を設置し、  
必要書類を準備のうえ申請が必要です。準備が出来次第お早めにご提出ください。

以下の必要書類を記入・準備し、まとめて封筒に入れて  
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局へお送りください。  
※封筒はご自身でご準備をお願いします。

必要書類 チェックリスト		
<input type="checkbox"/>	設置完了申請書 導入済み設備についても各項目を必ずご記載ください。	①～⑦
<input type="checkbox"/>	設備設置後の写真	⑧
<input type="checkbox"/>	製造番号(機器固有番号/シリアル番号等) がわかる写真 ※電気自動車を申請される方は不要	⑨
<input type="checkbox"/>	【他の補助金を受給する場合のみ】 補助金額が確認出来る書類の写し 例) 補助金認定通知書	⑩
<input type="checkbox"/>	【太陽光発電設備を申請される方のみ】 納入仕様書の写し 公称最大出力の確認のため、太陽電池モジュールの 合計出力 (kW) のわかる資料をご提出ください。	⑪
<input type="checkbox"/>	【電気自動車を申請される方のみ】 車検証の写し	⑫
<input type="checkbox"/>	【参加・導入支援申請後 横浜市内で引越しをされた方のみ】 本人確認書類のコピー ※設置設備の契約書（見積書）に記載の住所と同一の本人確認書類をご提出ください。 ※氏名、現住所が確認できる書類をご提出ください。	⑬
<input type="checkbox"/>	アンケート	⑭

### ◎書類送付先

切り取ってご利用ください。郵送にかかる費用はご負担ください。

〒900-8691  
日本郵便株式会社 那覇中央郵便局 私書箱第45号  
(株) 国和システム内  
横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局

# ① 設置完了申請書

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業」における対象設備設置にあたり、下記の通り申請いたします。なお、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

同意のうえ、チェックを入れてください（V2Hを除く）

## 【モニタリングデータ提出について】

横浜グリーンエネルギーパートナーシップ運営規約に記載の通り、年一回程度、モニタリングデータ（発電電力量や売電電力量のデータ）の提出依頼に対して報告を行います。

## 基本情報

氏名	フリガナ	
	事業者（V2Hのみ）の場合は法人名・担当者氏名のフリガナをご記入ください	
住所	〒	
事業者（V2Hのみ）の場合は、事業所所在地をご記入ください。		
携帯電話番号		
事業者（V2Hのみ）の場合は担当者電話番号をご記入ください		
還元対象で申請する設備の選択	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> おひさまエコキュート <input type="checkbox"/> 電気自動車（EV） <input type="checkbox"/> 燃料電池（エネファーム） <input type="checkbox"/> V2H充放電設備	
新規導入の対象設備のみを選択してください。 例：太陽光設備（新規導入）、蓄電池（導入済み）の場合は、太陽光設備のみを選択		

②～⑦の各設備の情報については導入済み設備についても記載してください。

## ② 太陽光発電設備

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料（円）	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 （円） <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
パワーコンディショナの メーカー名	
パワーコンディショナの 型番	
パワーコンディショナの 製造番号(機器固有番号/ シリアル番号等)	
パワーコンディショナの 導入台数	
太陽光発電設備の 公称最大出力（kW） <small>小数点以下2桁までご入力ください。 例：3.12</small>	
稼働開始日	年 月 日
売電開始日	年 月 日

## ③ 蓄電池

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料 (円)	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 (円) <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
メーカー名	
型番	
製造番号	
蓄電池容量(kWh)	
稼働開始日	年 月 日
充電効率(%)	
放電効率(%)	

## ④ おひさまエコキュート

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料（円）	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 （円） <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
メーカー名	
型番	
製造番号	
稼働開始日	年 月 日

## ⑤ 電気自動車

各項目については、新規導入・導入済みに係わらず情報を必ず記載してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料（円）	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 （円） <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
メーカー名	
車種名	
型式	
定員	
車台番号	
自動車登録番号 （ナンバープレート）	
電力消費率（Wh/km）	
登録年月日	年 月 日
納車日	年 月 日

## ⑥ 燃料電池（エネファーム）

各項目については、情報を必ず入力してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料（円）	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 （円） <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
メーカー名	
型式	
製造番号（固有番号 / 機器製造番号等）	
出力(kW)	
発電効率(%) (高位発熱量基準)	
熱回収効率(%) (高位発熱量基準)	
燃料種	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPG
稼働開始日	年      月      日
売電開始日	年      月      日

各項目については、情報を必ず入力してください。

【リース契約の方のみ】 年間リース料（円）	
【リース契約の方のみ】 他の補助事業の補助金額 （円） <small>補助金を受給しない場合は記入不要です。</small>	
メーカー名	
型番	
製造番号	
稼働開始日	年 月 日

貼り付けもしくは同封にてご提出ください。

## ⑧ 設備設置後の写真

※電気自動車を申請される方は不要

## ⑨ 製造番号(機器固有番号/シリアル番号等)がわかる写真

※電気自動車を申請される方は不要

【他の補助金を受給する場合のみ】

## ⑩ 補助金額が確認出来る書類の写し

例) 補助金認定通知書

【太陽光発電設備を申請される方のみ】

## ⑪ 納入仕様書の写し

公称最大出力の確認のため、太陽電池モジュールの合計出力 (kW) のわかる資料をご提出ください。

【電気自動車を申請される方のみ】

## ⑫ 車検証の写し

【参加・導入支援申請後 横浜市内で引越しをされた方のみ】

## ⑬ 本人確認書類のコピー

※設置設備の契約書（見積書）に記載の住所と同一の本人確認書類をご提出ください。

※氏名、現住所が確認できる書類を添付（貼り付け）してください。

**※原本は、必ずお手元にて保管をお願いします**







## 「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（家庭向け）

（目的）

第1条 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（以下「本プロジェクト」という。）は、本プロジェクトの趣旨に賛同する市民に対し、脱炭素化に向けた行動変容を促すとともに、本プロジェクトの参加者の取組により横浜市内で削減された二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）排出量（以下「環境価値」という。）について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）によりJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図り、もって地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本プロジェクトの運営及び管理は、横浜市（以下「運営・管理者」という。）及び運営・管理者から本プロジェクトに係る業務委託を受けた事業者（以下「業務受託者」という。）が行う。

2 運営・管理者及び業務受託者は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本プロジェクト参加届の受理及び参加資格の確認に係る業務
- （2） J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録・変更申請に係る業務
- （3） モニタリングの実施、排出削減量等の算定に係る業務
- （4） J-クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （5） 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （6） 参加者への情報提供及びアンケートの実施に係る業務
- （7） 参加者の退会手続き

（実施するプログラム型排出削減事業）

第3条 本プロジェクトでは、太陽光発電設備により系統電力等の使用量を削減する事業、電気自動車を導入することにより化石燃料の使用量を削減する事業及びコージェネレーションの導入により化石燃料及び電力の使用量を削減する事業を実施する。

（参加申込み）

第4条 本プロジェクトに参加しようとする者は、本規約に同意の上、運営・管理者又は業務受託者が作成する参加届等に必要事項を記入し、運営・管理者又は業務受託者へ提出（運営・管理者又は業務受託者が作成する電子申請システムを利用する場合は申請情報が到達することをいう。以下同様。）するものとする。

また、CO<sub>2</sub>排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の導入が確認できる書類等を、運営・管理者又は業務受託者に提出するものとする。

（参加資格）

第5条 本プロジェクトに参加しようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 横浜市に在住する者であって、既に市内の住居に対象設備を導入している者又は対象設備を導

入する予定である者。

- (2) 対象設備が、参加申込日の2年前の日以降に稼働していること。
- (3) Jークレジット制度における各種申請に際し、参加届及び対象設備の導入支援に係る書類（運営・管理者が実施する導入支援を利用する場合）に記載された情報を、運営・管理者及び業務受託者が使用することに同意すること。
- (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、参加届に記載された以外の情報について、運営・管理者及び業務受託者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (5) 参加後、モニタリング（※）に必要な情報を運営・管理者及び業務受託者へ提供し、Jークレジットの申請のために使用することに同意すること。
- (6) 環境価値を運営・管理者へ譲渡すること。その結果として、参加者は譲渡した環境価値について、「温室効果ガス排出量を削減」したことを他の類似制度に報告（主張）できなくなることに同意すること。
- (7) 対象設備が、他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守することに同意すること。
- (9) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

※ モニタリングとは、CO<sub>2</sub>排出量を算定するための、計測を指す。参加者は、後日、この参加届とは別に発電電力量や売電電力量（太陽光発電設備の導入の場合）などのデータ等を提出すること。

（参加の承認）

第6条 運営・管理者及び業務受託者は、参加届の提出があった場合は、参加審査を行う。審査の結果、参加が適当であると認めるときは、参加を承認し、参加者にすみやかに通知することとする。

（設備の処分等）

第7条 参加者は、第11条に規定する期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者又は業務受託者に届けなければならない。

- (1) 対象設備がき損もしくは滅失したとき。
- (2) 対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

（退会）

第8条 参加者は、本プロジェクトを退会しようとするときは、運営・管理者又は業務受託者に「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」退会届を提出し、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者及び業務受託者は、参加者が次の各号に該当するときは、当該参加者の退会措置をとることができる。

- (1) 参加者が第5条に定めた参加資格を喪失した場合
- (2) 前項の届出があった場合
- (3) 第11条に定める期間を経過した場合
- (4) 参加者が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(J-クレジットの活用方法)

第9条 参加者から運営・管理者へ譲渡された環境価値により認証されたJ-クレジットについては、横浜市内で開催される大規模イベント等で活用することとする。ただし、今後のJ-クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

(会費)

第10条 本プロジェクトの参加費は無料とする。

(参加者資格の有効期間)

第11条 参加者資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、本プロジェクトの実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第12条 参加者から得られた個人情報は、本プロジェクトの業務遂行のためにのみ適切に取り扱うものとする。また、個人を特定できない形での統計情報として使用することがある。

(規約の改定)

第13条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜参加者に報告するものとする。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、令和7年6月6日から施行する。

## 「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（事業所向け）

### （目的）

第1条 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（以下「本プロジェクト」という。）は、本プロジェクトの趣旨に賛同する市民に対し、脱炭素化に向けた行動変容を促すとともに、本プロジェクトの参加者の取組により横浜市内で削減された二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）排出量（以下「環境価値」という。）について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）によりJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図り、もって地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

### （運営及び管理）

第2条 本プロジェクトの運営及び管理は、横浜市（以下「運営・管理者」という。）及び運営・管理者から本プロジェクトに係る業務委託を受けた事業者（以下「業務受託者」という。）が行う。

2 運営・管理者及び業務受託者は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本プロジェクト参加届の受理及び参加資格の確認に係る業務
- （2） J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録・変更申請に係る業務
- （3） モニタリングの実施、排出削減量等の算定に係る業務
- （4） J-クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （5） 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （6） 参加者への情報提供及びアンケートの実施に係る業務
- （7） 参加者の退会手続き

### （実施するプログラム型排出削減事業）

第3条 本プロジェクトでは、太陽光発電設備により系統電力等の使用量を削減する事業及び電気自動車を導入することにより化石燃料の使用量を削減する事業を実施する。

### （参加申込み）

第4条 本プロジェクトに参加しようとする者は、本規約に同意の上、「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」参加届（以下「参加届」という。）に必要事項を記入（運営・管理者又は業務受託者が構築する電子申請システム上での必要事項の入力を含む）し、CO<sub>2</sub>排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の導入が確認できる書類等（別添1）を添えて、運営・管理者又は業務受託者に提出（申請情報が到達することをいう。以下同様。）するものとする。

### （参加資格）

第5条 本プロジェクトに参加しようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 横浜市内で自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所において、対象設備を導入すること。

- (2) 対象設備が、参加申込日の2年前の日以降に稼働していること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届及び対象設備の導入支援に係る書類（運営・管理者が実施する導入支援を利用する場合）に記載された情報を、運営・管理者及び業務受託者が使用することに同意すること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、参加届に記載された以外の情報について、運営・管理者及び業務受託者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (5) 参加後、モニタリング（※1）に必要な情報を運営・管理者及び業務受託者へ提供し、J-クレジットの申請のために使用することに同意すること。
- (6) 環境価値を運営・管理者へ譲渡すること。その結果として、参加者は譲渡した環境価値について、「温室効果ガス排出量を削減」したことを他の類似制度に報告（主張）できなくなることに同意すること。（※2）
- (7) 対象設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守することに同意すること。
- (9) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。

※1 モニタリングとは、CO<sub>2</sub>排出量を算定するための、計測を指す。参加者は、後日、この参加届とは別に発電電力量や売電電力量（太陽光発電設備の導入の場合）などのデータ等を提出すること。

※2 温室効果ガス排出量の報告制度において、特定事業者該当する場合、本市へ譲渡した環境価値に相当する排出量を当該年度の調整後排出量の計算において、加算する必要がある。なお、加算する排出量については、運営・管理者が調整後全電源排出係数を用いて算出を行い、該当する各参加者へ通知する。

#### （参加の承認）

第6条 運営・管理者及び業務受託者は、参加届の提出があった場合は、参加審査を行う。審査の結果、参加が適当であると認めるときは、参加を承認し、参加者にすみやかに通知することとする。

#### （設備の処分等）

第7条 参加者は、第11条に規定する期間内において、次の各号に該当するときは、その旨を運営・管理者又は業務受託者に届けなければならない。

- (1) 対象設備がき損もしくは滅失したとき。
- (2) 対象設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

#### （退会）

第8条 参加者は、本プロジェクトを退会しようとするときは、運営・管理者又は業務受託者に「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」退会届を提出し、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者及び業務受託者は、参加者が次の各号に該当するときは、当該参加者の退会措置をとることができる。

- (1) 第5条に定めた参加資格を喪失した場合
- (2) 前項の届出があった場合
- (3) 第11条に定める期間を経過した場合
- (4) 参加者が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(J-クレジットの活用方法)

第9条 参加者から運営・管理者へ譲渡された環境価値により認証されたJ-クレジットについては、横浜市内で開催される大規模イベント等で活用することとする。ただし、今後のJ-クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

(会費)

第10条 本プロジェクトの参加費は無料とする。

(参加者資格の有効期間)

第11条 参加者資格の有効期間は、参加日から8年間とする。ただし、本プロジェクトの実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第12条 参加者から得られた個人情報は、本プロジェクトの業務遂行のためにのみ適切に取り扱うものとする。また、個人を特定できない形での統計情報として使用することがある。

(規約の改定)

第13条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜参加者に報告するものとする。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの参加に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、令和7年6月6日から施行する。

## 令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度利用規約

### 第1条（総則）

1. 本規約は、横浜市が、令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業において実施する設備導入支援に関し、ポイントの交付を申請する者が遵守すべき事項や還元の要件等を定めることを目的とするもので、本事業を運営する横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局と申請者との間に締結されるものです。

2. 本事業に係る申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請者は本規約に同意したものとみなします。

### 第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「市」：横浜市をいいます。
- (2) 「本事業」：令和7年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業をいいます。
- (3) 「事務局」：本事業の運営を目的として設置された横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局をいいます。
- (4) 「申請」：申請は、ポイントの交付又は商品券の還元を受けるために申請者が事務局に対し行う、第6条に規定する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加を申請する「参加・導入支援申請」、及び対象設備の設置が完了した時点で申請する「設置完了申請」の2つの申請をあわせたものをいいます。
- (5) 「申請者」：本事業において、申請受付期間中に対象製品の購入・設置を行い、事務局に対し、申請を行った者をいいます。
- (6) 「ポイント」：設備導入支援の申請者に対して交付される「よこはまグリーンPay」のポイントをいいます。
- (7) 「キャッシュレスポイント」：交付された第6号に規定するポイントと交換できる各種キャッシュレス決済において利用可能なポイントをいいます。
- (8) 「商品券」：申請者が還元を受けることのできる商品購入時に利用可能な金券をいいます。
- (9) 「ポイントの交付等」：ポイントの交付及び商品券の送付を総称したものをいいます。
- (10) 「還元」：申請者に交付されたポイントが各種キャッシュレスポイントに交換されたことをいい、商品券を選択した申請者に対しては、申請者に商品券を送付することをいいます。
- (11) 「代替」：ポイント交付後、キャッシュレスポイントに交換されず交換期限満了となったポイントを「QUOカードPay」として交付することをいいます。
- (12) 「参加」：J-クレジット制度のプロジェクトである「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」へ参加することをいいます。
- (13) 「参加者」：「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」の参加者のことをいいます。
- (14) 「特設サイト」：本事業に関する情報を掲載し、申請者がアクセスできるインターネット上のウェブサイトのことをいいます。

**第3条（本事業の概要及び要件）**

1. 本事業は、本規約に定めるところにより、市が、省エネや再エネの活用を進め、脱炭素社会の実現に向けた市民や事業者の行動変容を促進することを目的として実施するものです。

2. 本事業においてポイントの交付等を受けることができる申請者は、申請時において横浜市内に住居登録がある個人であって、次項第1号に定める期間内に、対象製品（第4条に定める製品をいいます。）を新たに購入し、市内の自宅に設置した参加者（ただし、V2H充放電設備については参加者であることを要件としないものとし、横浜市内で自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に対象設備を設置した事業者も申請可能とします。）とします。電気自動車の場合、使用の本拠の位置を横浜市内としているものとします。

3. 本事業の参加・導入支援申請受付期間及び設置完了申請受付期間は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

(1) 参加・導入支援申請受付期間：令和7年7月31日（木）から令和7年12月22日（月）まで  
 ※郵送は消印有効

(2) 設置完了申請受付期間：令和7年7月31日（木）から令和8年1月23日（金）まで

※郵送は消印有効

4. 前項(1)に掲げる期間は、参加・導入支援申請の還元見込み額が市の予算上限に達した場合等において変更される場合があります。

5. 前項における市の予算上限は8400万円です。（内900万円はV2H充放電設備の導入支援分）です。

**第4条（対象設備・還元額）**

1. 本事業における支援対象設備、その還元額、条件及び対象製品は、以下のとおりとします。なお、対象製品は**新品（未使用品）**に限ります。

対象設備	還元額	条件	対象製品
太陽光発電設備	15,000円/kw (上限4kw)	蓄電池、おひさまエコキュート、または電気自動車を同時に設置するか既に設置していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの</li> <li>太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆潮流されるもの。</li> </ul>
蓄電池	150,000円/戸	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ（SI</li> </ul>

対象設備	還元額	条件	対象製品
			I) により登録されているものであること。 ・常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの。 ・敷地内に設置された定置用であること
おひさまエコキュート	20,000円/戸	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること	・給湯省エネ2025事業（令和6年度補正予算「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」）のヒートポンプ給湯機の対象製品型番リストに掲載されている「おひさまエコキュート」製品
電気自動車	10,000円/戸	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること	・自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる電気自動車（普通車・軽自動車）であること
燃料電池 （エネファーム）	30,000円/戸	-	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。
V2H充放電設備	100,000円/戸	-	国の補助対象としている設備または一般社団法人CHAdeMO協議会の認証した設備

2. 還元額算出に当たり、事務局において申請内容を審査の上、決定するものとします。

3. 一戸につき、一回までの申請となります。導入世帯が同一の戸となる場合、申請者が別であっても、申請は一回までとなります。

#### 第5条（ポイント・商品券の種類）

申請者が第3条に定める申請受付期間内に事務局に対し申請することで、事務局より交付または還元されるポイントまたは商品券の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) ポイント：よこはまグリーンpay
- (2) 商品券：商品購入時に利用可能な金券（JCBギフトカード）。

## 第6条（申請手続）

1. 申請者は、本規約の内容を十分に承知し、同意した上で事務局に対し申請を行うものとします。
2. 申請手続は、原則として以下の手順により行うものとします。

(1) 申請者は、特設サイト内の参加・導入支援申請フォームからオンライン申請を行うことを原則とします。ただし、オンライン申請が難しい場合は、所定の用紙により申請書類を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行うことができます。

(2) 参加・導入支援申請は、対象設備の設置前に行うものとします。当該申請に際しては、特設サイト内にある申請フォームまたは申請書に記載が必要な項目（氏名、住所、設備情報等）の入力（記入）と、本人確認書類、設備購入契約書、購入予定設備の製品情報、設置予定場所の写真等の特設サイトに記載された証拠書類の添付が必要です。

(3) 事務局は、前号による参加・導入支援申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対してポイントの交付等の対象である旨の通知を行うものとします。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、電話等の方法により申請者に対して問合せを行う場合があります。

(4) 審査の過程において、参加・導入支援申請内容に不備がある場合は、事務局は速やかに申請者に不備補正のための連絡を行い、その内容を記録します。

(5) 審査完了後、ポイントの交付等の対象である旨、申請者へSMSやメール（郵送申請者については郵送）にて通知を行います。

(6) 申請者への通知後、参加・導入支援申請のあった設備が設置されたことを設置完了申請フォームからオンライン申請を行うこととします。事務局は設置完了申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対しポイントの交付等を行います。

(7) ポイントの交付等の方法は次のとおりとし、申請者が設置完了申請時に選択することとします。ただし、郵送申請においては、商品券による還元のみとします。

### ア. ポイントを選択した場合

- (ア) 申請者に対し、ポイントの受取りに必要なURLを記載したSMSを送付するものとします。
- (イ) 申請者は、当該URLによりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイント交換の手続を行うものとします。
- (ウ) \*\*ポイントの交換期限は、令和8年3月6日（金）とし、交換期限が経過した時点において未交換のポイントがある場合、当該未交換ポイントは、交換期限の最終日の翌日から令和8年3月23日（月）までに、自動的に「QUOカードPay」に交換（代替）\*\*となります。

#### イ. 商品券を選択した場合

(7) 申請者に対し、商品券を申請書記載の申請者の住所地に宛てて送付するものとします。

(4) 送付された商品券を受領できなかった場合、申請者は速やかに受領するための手続等を自ら行うものとし、最終的に事務局に商品券が返送された場合、事務局は1度のみ再送等の対応を行います。万一、再送等が困難な場合は、市と協議の上、取扱いを決定します。

(8) ポイントの交付等を行う場合は、申請された対象機器設置の確認後、原則2週間以内（土日祝日含む）に行うものとし、商品券の場合は、確認後1か月以内に送付するものとします。なお、やむを得ない事由により、当該期間内にポイントの交付又は商品券の送付ができない場合があります。

3. 申請者は、前項の申請手続を行った場合、やむを得ない理由がない限り、当該申請の取下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできないものとします。やむを得ない理由により、申請の取下げまたは申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は第22条に定めるコールセンターに連絡の上、必要な手続を取ることとします。

4. 申請者が申請書類を郵送する際、または商品券が申請者に郵送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

5. 申請に係る通信料及び郵送料は、申請者の負担とします。

#### 第7条（申請の受付ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、前条による申請を受け付けることができません。

(1) 天変地異、システム障害、点検、保守作業その他のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合。

(2) 本事業に係る累計還元額が市の予算上限に達し、支援申請の早期終了日が設定された場合、当該早期終了日の翌日以降に申請された場合。

(3) 申請に必要な情報が不足している場合。

(4) その他本規約または本事業の趣旨目的に反すると認められる申請の場合。

2. 前項により申請を受け付けることができなかったことにより申請者に損害が生じた場合でも、市または事務局の責めに帰すべき事由による場合を除き、市及び受託者等は一切の責任を負いません。

#### 第8条（ポイントの交付等ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、申請があっても、ポイントの交付等を行わないものとします。

(1) 前条第1項に掲げる申請の受付ができない場合に該当するとき。

(2) 申請の要件を満たさないと判断されるとき。

- (3) 申請に当たり、虚偽の内容の入力または記載が認められたとき。
- (4) 第6条の申請に係る対象製品が返品（売買契約が解除された場合または売買契約が無効若しくは取り消された場合等返品の原因を問わない。）されたとき。
- (5) その他本規約に違反若しくは本事業の趣旨目的に反することが判明またはその疑いがあると市または事務局が判断したとき。
2. 前項により申請者に対してポイントの交付等を行わない場合であっても、これにより申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

### 第9条（禁止事項）

申請者は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本事業に係るポイントの交付等を受けた後、当該還元に係る対象製品を第三者に転売、譲渡等すること。
- (2) 第3条第2項、第7条及び第8条の規定に照らし、申請を行うことができないものであることを知って申請を行うこと。
- (3) その他、本事業の趣旨目的に反する行為。

### 第10条（ポイントの交付等の取消・訂正と返還義務）

1. 事務局は、次の場合にポイントの交付等を取り消すことができることとします。

- (1) ポイントの交付等に係る申請が第7条、第8条または第9条に該当することが事後的に判明した場合。
- (2) 申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合またはその疑いがあると判断した場合。
- (3) 申請者に対してポイントの交付等が行われた後に、当該ポイントの交付等に係る対象製品が返品された場合。
- (4) その他本事業の趣旨目的に照らしポイントの交付等を取り消す必要があると認められる場合。

2. 事務局は、申請者または事務局のいずれの責による場合でも、申請に係る対象製品に対応する還元額と、実際に交付または還元されたポイントまたは商品券との間に齟齬のある場合は、適正な額に訂正する権利を有します。

3. ポイントの交付等の決定が取消または訂正された場合、申請者は、ポイントまたは商品券の金額に相当する額を、事務局に対して事務局が指定する方法において返還する義務を負うこととします。

## 第11条（調査）

市または事務局は、申請者が第9条に規定する禁止事項を行っていること、その他本規約に違反することが疑われる場合にあっては、対象設備の設置状況等に関する調査を行うことがあります。その場合において、申請者は、市または事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

## 第12条（誓約事項）

申請者は、申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとします。

- (1) 申請に当たり、虚偽の内容を入力または記載しないこと。
- (2) 申請に当たり必要となる証拠書類等について、ポイントの交付または商品券による還元が完了するまで保管すること。また、証拠書類等に対し不正に作製、複製、改ざんを行わないこと。
- (3) 本事業に係る申請を行うに当たっては、本事業の実施に関連する法令、約款、本規約等を遵守すること。
- (4) 申請者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) その他本規約に記載される事項を遵守すること。

## 第13条（事業の内容変更・終了）

1. 本事業は、第3条第3項の規定にかかわらず、予算上限到達による早期終了を含む、事業の終了または中止及び内容を変更する場合があることを、申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、市または事務局は、本事業が終了、中止または内容変更される旨を市の公式ウェブサイト及び特設サイトへの掲載その他の市が適当と判断する方法により告知するものとします。

2. 前項の終了、中止または内容変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

## 第14条（規約の変更）

1. 市及び事務局は、本事業の対象期間内、必要に応じて、本事業及び本規約の内容を変更できるものとします。変更する場合は、市の公式ウェブサイト等で掲載いたします。

2. 前項の変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

## 第15条（申請者の責任）

申請者は、申請者自身の責任において本設備導入支援制度を利用し、対象製品の選定・購入、申請、ポイントまたは商品券の受領など、本事業に係る行為の一切を行うものとし、本設備導入支援制度の利用に係る一切の行為及びその結果について、市、事務局の故意または過失によるものを除き、一切の異議等申し立てないものとし、

## 第16条（免責事項）

本事業の実施及び参加に関して申請者に生じる紛争、損害等について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

## 第17条（通知）

1. 本事業に関する市または事務局から申請者への通知は、市または事務局が適当と判断する方法により行うものとし、

2. 前項の通知が不着であったことにより申請者に生じた損害について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

## 第18条（告知内容の改定）

特設サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとし、最新の規約内容及び告知内容等と相違する従来の告知及び印刷物等に記載された内容は、特設サイトに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

## 第19条（個人情報の取扱い）

1. 申請者は、本事業に係る申請手続に必要な個人情報（住所、氏名、電話番号等）を事務局に提供することに同意するものとし、

2. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

3. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報を、申請の審査、ポイントの交付または商品券の還元、及びモニタリングデータの収集等の本事業の遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとし、

4. 事務局は、本事業の運営に係る業務の一部を受託者等以外の事業者にも再委託することがあります。この場合において事務局は、第1項の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、適切な情報保護措置を講じるものとします。

5. 市または事務局は、本事業を通じて取得した情報について、個人を特定できない形に加工したうえで、アンケート回答内容と併せて分析を行い公表することがあります。

6. 事務局は、本事業終了後、還元の確実な実施および申請者からの問合せ対応のため、第1項の個人情報を市に引き継ぐこととし、申請者はこれに同意するものとします。

## 第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

## 第21条（専属的合意管轄裁判所）

申請者は、本事業の実施に関連して生じる申請者と市または事務局との間に紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第22条（問合せ先）

申請者による本事業に関する質問等については、本事業のコールセンターに問い合わせるものとします。

### 【コールセンターについて】

（電話番号）050-5846-3614

（開設期間）令和7年7月31日（木）から令和8年3月中旬まで（年末年始除く）ただし、還元原資が予算上限に達し、早期終了となった場合は、当該終了日までとする。

（受付時間）午前10時から午後6時まで（水曜日及び日曜日、及び祝日と令和7年12月30日～令和8年1月3日を除く。）

## 第23条（附則）

本規約は、2025年7月31日より施行します。